

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		被保険者に対する不正利得の徴収
根拠法令及び条項		国民健康保険法第 6 5 条第 1 項
所 管 部 課 係 名		いきいき健康部国保年金課国民健康保険係
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	第 6 5 条 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受けた者があるときは、市町村及び組合は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成 2 7 年 4 月 1 日設定 (平成 3 1 年 4 月 1 日最終変更)